

後期高齢者医療制度

平成23年度の保険料のお支払いと 保険証の一斉更新について



後期高齢者医療制度は、被保険者（加入者）の皆さんにご負担いただく保険料によって成り立っています。皆さんが、将来にわたって安心して医療を受けるための貴重な財源、となりますので、今後ご協力をお願いします。



平成23年度の保険料額については、7月中に個別にお知らせします。

■平成23年度保険料の計算方法（保険料率は平成22年度と変わりません。）

均等割 【一人当たりの額】 44,192円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 （平成22年中の所得－33万円）×10.28%	=	1年間の保険料 （100円未満切り捨て） 上限額 50万円
------------------------------------	---	--	---	---

■保険料の軽減

①均等割の軽減（年額） 所得に応じて均等割44,192円が、以下のとおり軽減されます。

- ・軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- ・被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 （年金収入のみの場合、受給額80万円以下）	9割軽減	【年額】 4,419円 （39,773円軽減）
33万円	8.5割軽減	【年額】 6,628円 （37,564円軽減）
33万円＋（24万5千円×世帯主以外の被保険者数） ※単身世帯の方は該当しません。	5割軽減	【年額】 22,096円 （22,096円軽減）
33万円＋（35万円×世帯の被保険者数）	2割軽減	【年額】 35,353円 （8,839円軽減）

②所得割の軽減

- ・被保険者個人の所得で計算します。

所得が下記の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- ・この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず均等割が9割軽減となります。被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。